

廃棄物処理施設の整備指針等

| 整備指針等 | | 頁 |
|---------------------|-------|-----|
| 1 廃棄物処理施設整備計画 | 環境省 | 1 |
| 2 廃棄物処理施設整備計画（概要版） | 環境省 | 1 3 |
| 3 第6版 都市計画運用指針 | 国土交通省 | 1 5 |
| 4 廃棄物処理施設の立地等に関する基準 | 千葉県 | 2 6 |

廃棄物処理施設整備計画

平成25年5月31日

閣議決定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の3第1項に規定する廃棄物処理施設整備計画を、平成25年度から平成29年度までを計画期間として次のとおり定める。

これまで我が国では、昭和38年度から平成14年度まで、廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭和47年法律第95号）等に基づき、廃棄物処理施設の計画的な整備が図られてきた。その結果、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与してきたところである。

また、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）の制定と併せて、循環型社会の形成に向けた取組を推進していくため、数次にわたる廃棄物処理法の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対策が行われる中で、廃棄物処理施設の整備の目的は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提としつつ、循環型社会の形成を推進することに転換が図られてきた。

このような状況の中、平成15年及び平成20年に廃棄物処理法第5条の3に基づき策定された廃棄物処理施設整備計画（以下「整備計画」という。）においては、循環型社会の形成に向け計画期間中に廃棄物処理施設整備事業及び関連する施策により実現を図るべき重点目標と、当該目標の達成のために実施すべき廃棄物処理施設整備事業の概要を明らかにして、廃棄物処理施設の重点的、効果的かつ効率的な整備を進めてきたところである。

当該計画に定められた重点目標について、平成19年度から平成22年度までの推移を見ると、ごみ総排出量は5,082万トンから4,536万トンへ、ごみ減量処理率は97.5%から98.5%へ、一般廃棄物最終処分場の残余年数は15.7年から19.3年へと着実に向上しており、目標は概ね達成できる見

込みである。しかしながら、一般廃棄物の最終処分場の残余容量は、1億2,202万立方メートルから1億1,446万立方メートルへと減少しており、地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることから、引き続き、廃棄物の排出抑制、減量化等を推進する必要がある。

一方、ごみのリサイクル率は約20%で横ばいであり、ごみ焼却施設の総発電能力は1,604メガワットから1,740メガワットへの向上にとどまっており、目標の達成はかなり困難な状況にある。引き続き、廃棄物の再生利用等を推進する必要がある。

汚水処理人口普及率は83.7%から87.6%へと向上したものの、浄化槽処理人口普及率については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいないことなどにより、約9%と横ばいで推移するにとどまっており、目標の達成はかなり困難な状況にある。このため、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、合併処理浄化槽の普及の更なる推進が必要である。

また、循環型社会の実現に向けた3R（排出抑制、再使用及び再生利用）の推進、とりわけ、各種リサイクル法に基づく取組や産業界の取組により、産業廃棄物の最終処分量は2,014万トンから1,426万トンへと減少した。さらに、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、公共関与による廃棄物処理施設整備が進められており、平成24年度までに廃棄物処理法第15条の5に基づく廃棄物処理センターが18法人指定され、うち14法人の処理施設が稼働するなど、産業廃棄物処理において公共施設が一定の役割を果たしている。さらに、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物については、全国5箇所の拠点的広域処理施設において処理する体制が整備されてきたところであるが、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を引き続き推進していくため、処分の期限を平成39年3月まで延長している。

さらに、低炭素社会の取組への貢献の観点からも3Rの取組を進めることが重要となっており、平成22年に改正された、廃棄物処理法第5条の2に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法基本方針」という。）においても、循環型社会への転換については、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを

踏まえ、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めていく必要があるとされている。

加えて、平成23年の東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておくことの重要性が改めて浮き彫りとなっており、今後の廃棄物処理施設の整備に当たっては、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境等の変化を踏まえる必要がある。

こうした現状を踏まえ、平成22年に改正された廃棄物処理法基本方針に即して、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図るため、新たな整備計画を定めるものである。

1. 基本的理念

(1) 3Rの推進

循環型社会の形成の推進のため、できる限り廃棄物の排出を抑制することを最優先に進めるとともに、廃棄物となったものについては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを前提として、不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（以下「適正な循環的利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。廃棄物処理施設は、3Rの推進と併せて計画的に整備する必要がある。

(2) 強靱な一般廃棄物処理システムの確保

市町村の厳しい財政状況等により、老朽化した廃棄物処理施設が増加し、一般廃棄物処理システムがぜい弱化している地域がある。一方で、大規模災害等に備え、広域圏で処理体制を築いておく必要があり、その前提として災害時等における処理体制の代替性及び多重性の確保の観点から、各施設が備えている能力を最大限発揮できるよう常時設備を整備しておく必要がある。

そのため、老朽化した廃棄物処理施設の更新・改良を適切な時機に行い、一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する必要がある。

また、廃棄物処理施設の整備に当たっては、地域住民等の理解及び協力が不可欠であることから、国は、東日本大震災への対応の経験も踏まえ、廃棄物処理施設の安全性に関する情報提供及び必要な技術水準の確保に努めつつ、市町村による廃棄物処理施設整備の取組を支援する。

(3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

広域的かつ総合的に廃棄物処理施設の整備等を推進するために平成17年度に創設された循環型社会形成推進交付金制度により、市町村等の自主性及び創意工夫を活かしながら、国と地方が構想段階から協働して循環型社会の形成を推進する。

その際、広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善並びに地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備、廃棄物系バイオマスの利活用の推進、災害対策の強化等、整備計画が示す具体的な方向性に合致するよう、総合的に一般廃棄物処理施設を整備していくこととする。

また、廃棄物処理施設は数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、広域的かつ計画的に廃棄物処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めることとする。

2. 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施

(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進

一般廃棄物の処理体制の確保に当たっては、廃棄物処理施設の整備と併せて、市町村は、その区域内における一般廃棄物の2R（排出抑制及び再使用）に関し、適切に普及啓発、情報提供及び環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を行う体制を確保す

るものとする。特に、一般廃棄物の3Rの推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。

また、市町村は、廃棄物処理の実施手法の選択に当たっては、循環型社会形成推進基本法に基づくごみの循環利用及び処分の基本原則や各種リサイクル法の理念に基づいた上で、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の有効利用、温室効果ガスの排出抑制等の環境負荷低減に加え、廃棄物の地域特性及び技術の進歩、さらに、地域振興、雇用創出、環境教育等の効果についても考慮する。

なお、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点から、有機物の直接埋立ては原則として行わないこととし、金属、プラスチック等についても再生利用を図り、埋立処分しないよう努める。

(2) 地域住民等の理解と協力の確保

廃棄物処理施設の整備に当たっては、施設の安全性に関する情報だけでなく、廃棄物処理システム構築に伴う生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の有効利用、温室効果ガスの排出抑制等の環境負荷低減に加え、地域振興、雇用創出、環境教育等の効果について住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。

また、市町村は日頃から一般廃棄物処理に係る行政サービスに関する情報発信及び住民理解の確保等に努め、地域住民等との信頼関係を構築しておくことが重要である。

さらに、生活環境影響調査や住民等の意見聴取等について、廃棄物処理法、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体が定める関係条例に規定する手続に則り的確に実施する。

(3) 広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

今後は、廃棄物焼却施設が老朽化するなど、多くの地域で施設更新を含む廃棄物処理システムの見直しが必要となる見込みである。例えば、自治体が整備

している一般廃棄物焼却施設については、築年数が30年を超える施設が103施設、40年を超える施設が4施設現存する（平成23年3月末時点）。

また、最終処分場については、316もの市町村が有していないなど、災害対応の観点からもその確保が強く求められる状況である。

一方、人口減少並びに廃棄物の排出抑制、再使用及び各種リサイクル法に基づく再生利用等の推進に伴い、市町村が中間処理・最終処分する一般廃棄物の発生量が減少することが見込まれている。

これらの状況を踏まえ、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理システムの構築を進めていく必要がある。

そのためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。また、その中で必要があればストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

既存の廃棄物処理施設の能力に余剰が発生する場合、都道府県及び民間事業者とも連携し、余剰能力を有効活用するなど、地域全体で効率化を図っていくことも重要である。そのため、必要に応じて、PFI等の手法により、施設設計の段階から民間活力を活用し、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。

また、人口の少ない地域においてより効率的な整備が可能な浄化槽の特徴を十分に活かし、都市、郊外、農山漁村、離島等の地域の特性を踏まえた下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施し、効率的な污水处理施設整備を進めることが重要である。

廃棄物処理施設整備事業の構想・計画・実施の各段階において、社会資本整備重点計画、土地改良長期計画等、他の公共事業計画に位置付けられた事業とも密接に連携することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保することを前提として、コスト縮減、工期の短縮及び相互の効率性の向上を図るとともに、相乗的な効果の発現を図るなど、効果的かつ効率的に事業を展開する。

また、地域の廃棄物処理システムについて、資源の有効利用及び地球温暖化

対策の観点を含めた効率化を促すための具体的な指標を示し、より優れたものを優先的に整備することが必要である。

(4) 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備

平成22年度における廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、我が国の総排出量の約2.8%を占めている。また、1990年度（平成2年度）と比較すると、約0.4%の増加となっており、廃棄物処理施設の整備に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮することが極めて重要である。

また、東日本大震災に伴う原子力発電所事故の影響を受け、今後のエネルギー・環境政策として、省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。

これらの状況を踏まえ、廃棄物処理施設の整備に当たっては、廃棄物処理施設の省エネルギー化・創エネルギー化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図っていくことが重要である。

そのためには、例えば、廃棄物発電施設において十分なエネルギー回収量を確保するために施設の大規模化を進めることや、地域特性を踏まえて回収エネルギーを熱供給により地域に還元することなどが考えられ、このような取組を促進することが必要である。

さらに、地球温暖化対策としては、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条の規定に基づき定められた、「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に沿って、廃棄物処理部門における温室効果ガスの排出抑制に努めることも重要である。

(5) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進

生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活

用は、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化の防止にも資することから、地域特性を踏まえて、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、バイオディーゼル燃料化施設、メタンを高効率に回収する施設等の廃棄物系バイオマスの利活用のための施設の整備を推進する。

この際、例えば、メタンを高効率に回収する施設と一定以上の熱回収率を有する廃棄物焼却施設とを組み合わせ、できる限りエネルギーを回収するといった多段階的な利用を含め、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。

また、廃棄物系バイオマスの利活用のための施設において、廃棄物系バイオマスの利活用が効率的に行えるよう、分別・収集の効率化を図る。

(6) 災害対策の強化

東日本大震災においては、地震に加え、津波により、大量に発生した災害廃棄物の円滑な処理体制の構築が大きな課題となった。また、一部の廃棄物処理施設においては、復旧に時間を要し、通常どおりの廃棄物処理を行うことが困難な事態となった。

そのような状況で、既存の廃棄物処理施設を最大限利用し、さらに休止していた廃棄物処理施設の再稼働、被災市町村外の廃棄物処理施設、都道府県が整備した廃棄物処理センター等の余力の活用及び仮設焼却炉の設置によって、災害廃棄物等の処理を進めている。

これを踏まえ、東日本大震災並の規模を含む様々な規模の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。その際、大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくことが重要である。

地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。これにより、地域の防災拠点として、特に

焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

また、市町村等においては、災害廃棄物を処理する具体的な計画を策定し、災害時の円滑な廃棄物処理体制の確保に努める。その際必要に応じて、震災等により発生した災害廃棄物を保管するためのストックヤードの整備を推進する。

さらに、都道府県においては、広域的な大規模災害に備えるために、想定される災害廃棄物の発生規模を踏まえ、災害廃棄物を処理する具体的な計画を策定するなど、市町村間や民間事業者との連携・調整を図っておくことが必要である。

(7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

廃棄物処理施設の整備に当たっては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「公共工事入札適正化法」という。）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）等に基づき、競争性と透明性が高く、公正・公平性が確保されるよう契約され、長期的かつ総合的に品質と価格で優れた工事が施工されることが求められている。

このため、公共工事入札適正化法の趣旨を踏まえ、入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、公共工事品質確保法に基づき、総合評価落札方式の導入を推進する。

また、地方公共団体等に対し、廃棄物処理施設整備に係る工事関係文書等の標準化、電子化、電子調達システムの導入等の実施を促す。

併せて、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）の趣旨を踏まえ、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする。

3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要

整備計画の計画期間中の廃棄物処理施設の整備については、次のとおり重点目標を設定し、その達成に向けて効果的かつ効率的な事業執行を推進する。

全体目標：生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提として、廃棄物等の適正な循環的利用及び適正な処分のための施設等を整備し、循環型社会の形成の推進を図る。

注) 表中のごみ及び一般廃棄物最終処分場に係る指標値は、廃棄物処理法基本方針及び循環基本法第15条に基づく循環型社会形成推進基本計画に即して設定したものである。

| 目標及び指標 | 事業の概要 |
|--|---|
| <p>ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。</p> | <p>循環型社会の構築を目指し、環境への負荷の低減に留意しつつ、ごみの適正な循環的利用を推進するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に基づく施策等を適切に展開することができるよう、ごみの種類に応じた分別収集体制の構築を図るためのストックヤード、リサイクルプラザ等のリサイクル施設について、地域の特性を活かした適切</p> |
| <p>ごみのリサイクル率 22%（平成24年度見込み） →26%（平成29年度）</p> | |

| | |
|---|---|
| <p>一般廃棄物最終処分場の残余年数 平成24年度の水準（20年分） を維持する。</p> | <p>な整備を推進する。</p> <p>なお、この目標の評価に当たっては、民間事業者等によるものも含めた地域全体におけるリサイクルの推進状況を考慮することも必要である。</p> <p>ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物について、生活環境の保全上支障が生じないよう適切に処分するため、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等により一般廃棄物の最終処分場の整備を推進する。</p> |
| <p>焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する。</p> <p>期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 16%（平成24年度見込み） →21%（平成29年度）</p> | <p>循環型社会形成推進基本法に基づくごみの循環的利用及び処分の基本原則に基づいた上で、焼却せざるを得ない廃棄物について、最近の熱回収技術の進展を踏まえ、一定以上の熱回収率を確保しつつ、熱回収を行い、地域の廃棄物処理システムの省エネルギー化・創エネルギー化に貢献する。</p> |
| <p>し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。</p> <p>浄化槽処理人口普及率 9%（平成24年度見込み） →12%（平成29年度）</p> | <p>効率的な汚水処理施設整備を進めるため、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含め、面的整</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| | 備の一層の推進を図る。また、地域の状況に応じて高度処理型浄化槽の普及を図る。 |
| 産業廃棄物の適正な処理を推進する。 | 必要な処理能力を確保するため、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を推進する。 |
| P C B 廃棄物の適正な処理を推進する。 | 日本環境安全事業株式会社を活用し、高圧トランス等及びP C B 汚染物等の拠点的広域処理施設を整備し、早期の処理完了に向けた施策を推進する。 |
| 石綿含有廃棄物の適正な処理を推進する。 | 石綿含有廃棄物については、今後建築物の解体等に伴い大量に排出されることが予想されることから、処理の過程で適切な対策と十分な管理を行いつつ、適正に処理を行う。 |
| 水銀含有廃棄物の適正な処理を推進する。 | 水銀含有廃棄物については、平成25年1月にジュネーブ（スイス）で開催された政府間交渉委員会第5回会合（I N C 5）において「水銀に関する水俣条約」の条文案が合意されたことも踏まえ、引き続き適正に処理を行う。 |

廃棄物処理施設整備計画

(平成25年5月31日 閣議決定)

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3の規定に基づき、平成25年度～29年度の5力年の新たな「廃棄物処理施設整備計画」を定める。
- 現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を旨とし、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進める。

※なお、東日本震災で発生した災害廃棄物については、災害廃棄物処理特措法に基づく災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を踏まえ処理を進めていることから、本計画に位置付けていない。

基本的理念

- 3Rの推進
- 強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

重点目標

- 排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施
 - ・ ごみのリサイクル率：22% → 26%
 - ・ 最終処分場の残余年数：平成24年度の水準（20年分）を維持
- 焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保
 - ・ 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：16% → 21%
- し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全
 - ・ 浄化槽処理人口普及率：9% → 12%

(また、資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を策定する。)

廃棄物処理システムの方向性

■市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進

■地域住民等の理解と協力の確保

■広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

- ・広域圏の一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、施設整備を計画的に進める。
- ・ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- ・資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を求め、より優れたものを優先的に整備する。

■地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備

- ・廃棄物処理施設の省エネルギー化・創エネルギー化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減を図る。
- ・例えば、廃棄物発電施設の大規模化、地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取組を促進する。

■廃棄物系バイオマスの利活用の推進

- ・廃棄物焼却施設の熱回収とメタン回収施設を組み合わせるなど、効率的なエネルギー回収を進める。

■災害対策の強化

- ・廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保する。
- ・地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。

■廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

第6版 都市計画運用指針

平成20年12月

平成22年5月

平成22年9月

平成23年7月 一部改正

平成23年11月

平成24年2月

平成25年4月

国土交通省

I. 運用指針策定の趣旨

現行の都市計画法は、昭和30年代後半からの高度成長の過程で、都市への急速な人口・諸機能の集中が進み、市街地の無秩序な外延化が全国共通の課題として深刻化していた社会経済状況を背景に、線引き制度、開発許可制度等の導入を骨格として昭和43年に制定されたものである。以来、基本的には都市計画制度の運用の面においても、こうした新たな枠組みに対応して、スプロールの防止を図る一方、計画的な新市街地の開発・誘導に重点が置かれるなど、集中する人口や諸機能を都市内でいかに適正に配置するかという考え方が反映された運用の積み重ねが行われてきたものといえよう。

しかしながら、人口減少・超高齢社会の到来、モータリゼーションの進展、産業構造の転換、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約など、都市をめぐる社会経済状況は大きく変化してきている。人口については、これまでの一貫した増加基調から減少基調への転換が現実となり、全国的には都市部の人口増加は沈静化し、スプロール対策は全国一律の課題ではなくなりつつある。一方、モータリゼーションの進展等に伴い、人々の生活圏が広域化し、産業についても立地上の制約がなくなるとともに、産業構造の転換等により、工場跡地等における土地利用転換も生じている。さらに、地球環境問題や行政コストの削減等への対応の必要性が高まるとともに、質の高い住まい方、自然的環境や景観の保全・創出に対する国民的意識も高まってきている。

こうした、いわば都市化の時代から安定・成熟した都市型社会への移行という状況に対応するために、これまでも都市計画法の改正が行われてきているところであるが、都市計画制度は実際に使われてこそ有効に機能するものであることからすれば、この運用についても、上に述べた社会経済状況の変化に的確に対応し、新規決定や追加のみならず、見直し・変更や整理を重視して行われることが望まれる。そのためには、制度の企画・立案に責任を有する国として、都市計画制度全般にわたっての考え方を参考として広く一般に示すことが、地方公共団体の制度の趣旨に則った的確な運用を支援していくうえでも効果的である。

もとより都市計画制度の運用は、自治事務として各地方公共団体自らの責任と判断によって行われるべきものであるが、都市計画法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するという目的を達成するために、各地方公共団体が適切に都市計画制度を活用することを求めているところである。本指針は、国として、今後、都市政策を進めていくうえで都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方を示し、これを各地方公共団体が必要な時期に必要な内容の都市計画を実際に決め得るよう、活用してもらいたいとの考えによるものである。

また、本指針はこうした考え方の下に策定するものであることから、地域の実情等によっては、本指針で示した原則的な考え方によらない運用が必要となる場合もあり得るが、当該

地域の実情等に即して合理的なものであれば、その運用が尊重されるべきである。

なお、本指針は、上記の趣旨を全うすることにとどまらないものであり、都市整備に関して国が行う各種の施策支援についても、今後、上記の趣旨を踏まえ、この指針の考え方に沿って行われるべきものと考えている。

(注) 本指針の策定の趣旨は、本章に示したとおりであり、地方自治法第245条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものである。したがって、都市計画法第18条第3項の規定に基づき都道府県が決定する都市計画について国土交通大臣が協議を受ける場合に、当該都市計画が同意をすべきものであるかどうか国土交通大臣が判断する視点を示しているものではない。

IV-2-2 都市施設

I) 都市施設全般にわたる事項

1. 都市施設に関する都市計画の基本的考え方

(1) 都市施設に関する都市計画の基本的考え方

都市施設については、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するため整備することが必要な施設を、土地利用や他の都市施設等の計画と総合性、一体性を確保するように定めることが望ましい。

ただし、都市施設のうち身近な施設については、根幹的な施設の決定の後に周辺の市街地の状況等に応じて順次都市計画を定める方が合理的な場合も考えられる。

(2) マスタープランに基づく都市施設の都市計画

都市施設の都市計画については、都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープランに即し、各都市施設の需要の見通しの検討を行い、長期的な整備水準を検討したうえで、必要な規模の施設を定めることが望ましい。

(3) 都市施設の計画の目標年次

都市施設の計画の目標年次については、都市計画区域マスタープランとの整合を図る上からもおおむね20年後を目標として長期的な整備水準を検討し、都市施設の都市計画を定めることが望ましい。

(4) 国の計画への適合

都市施設の計画は、国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合すべきである。

(5) 都市施設の都市計画の効果と理由の明確化

都市施設の都市計画は、その整備を行うことを前提として定めるものであり、将来の都市施設整備の円滑な施行を確保するため建築制限等を行うとともに、事業化に当たっては施行者に必要な権限が付与されることになる。このため、都市計画決定の際の理由書においてはこの点にも留意し、その必要性及び区域、規模、構造等の妥当性について、わかりやすい記述を行うべきである。

2. 都市施設に関する都市計画の見直しの考え方

都市施設の計画については、都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、地域整備の方向性を見直しとあわせて、その必要性や配置、規模等の検証を行い、必要に応じて都市計画の変更を行うべきである。

この場合、目指すべき都市像を実現するために都市計画決定された都市施設については、その整備に相当程度長期間を要するものであり、その実現に向け一定の継続性が要請される

ものであることから、変更は慎重に行われるべきものである。また、都市内においては個々の都市施設がそれぞれ個別に機能を果たすものではなく、各施設が相互に組み合わさって総体として機能が発揮されるものであることから、見直しに当たっては、そのような総合性、一体性の観点から施設の配置、規模等についての検討を行うことが必要である。

都市の将来像を実現するために都市計画決定されたが、その後長期にわたり事業が行われていない施設の問題については、その計画の変更は慎重に行われるべきものではあるが、これまでの運用においては一度都市計画決定した施設の都市計画の変更についてあまりにも慎重すぎたきらいもある。長期的にみれば都市の将来像も変わりうるものであり必要に応じ変更の検討を行うことが望ましい。

この場合、都市施設の都市計画は都市の将来の見通しの下、長期的視点からその必要性が位置づけられているものであり、単に長期にわたって事業に着手していないという理由のみで変更することは適切ではない。都市施設の配置の変更や規模の縮小、廃止は、個別の箇所や区間のみを対象とした検討を行うのではなく、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する地域全体としての施設の配置や規模等の検討を行い、その必要性の変更理由を明らかにした上で行われるべきである。

3. 環境・景観への配慮

(1) 基本的考え方

都市計画は、その理念に良好な都市環境の維持改善を内包しており、身近な生活環境はもとより地球規模の環境問題まで、これを念頭において計画の策定にあたることが望ましい。個々の都市計画においても、その都市施設が本来目的としている環境改善への貢献にできるだけ配慮するとともに、当該計画によって環境に影響を与える可能性がある場合には以下に掲げる事項等について十分に配慮し、環境面以外の要因もあわせて考慮することにより、的確で合理的な判断のもとで計画することが望ましい。また、計画に当たっては、農林漁業との健全な調和に配慮することが望ましい。

(2) 周辺生活環境への配慮

たとえば広域的な交通を分担する幹線道路や広範なサービスエリアを持つ供給処理施設等の都市施設を新たに計画する場合においては、計画それ自体は都市環境の改善につながるものであっても、その施設の建設や供用に際して、周辺の市街地に対しては必ずしもよい影響だけを与えるわけではない。この場合、当該施設が周辺生活環境に与える影響を十分に考慮して計画することが望ましい。

(3) 自然的・歴史的環境等の保全、景観への配慮

良好な自然的環境や重要な歴史的環境、地域にとって重要な景観等が存する場合は、これをできるだけ保全するように計画することが望ましい。

4. 都市施設の立体都市計画

(1) 立体都市計画の意義

法第11条第3項において都市施設を整備する立体的な範囲等を定めることができることとされているところであるが（以下「立体都市計画」という。）、これは道路、河川その他の都市施設について、当該都市施設を整備する立体的な範囲（空間及び地下）を都市計画上明確にし、都市計画施設の区域内であっても建築行為が当該施設の整備に著しい支障が及ばないことが明らかであると考えられる場合は建築制限を適用除外又は建築を許可することを事前に明示することにより、建築の自由度を高め適正かつ合理的な土地利用の促進を図るものである。

（２）立体的な範囲を定めることが想定される場合

法第11条第3項の「適正かつ合理的な土地利用を図るため必要があるとき」とは、具体的には、都市施設を建築物と同一の土地の区域内に立体的に整備することで複合的な土地利用を行うことによって、当該都市施設が果たすべき必要な機能を確保しつつ、また周囲の環境を害することなく、土地の有効・高度利用、都市機能の有機的な連携、魅力的な都市空間の創出等のニーズに応えることが可能となるときである。

この際、都市内におけるオープンスペースの必要性や、施設の複合的な土地利用を行う場合の将来の管理の問題等についても十分検討したうえで、立体的な範囲を定めるべきである。

（３）立体都市計画の取扱い

① 立体的な範囲の定め方

法第11条第3項の「都市施設を整備する立体的な範囲」は、当該都市計画施設の区域内における建築物の建築行為が都市施設の整備に支障とならないよう、あらかじめ必要な空間を担保するものという観点から、当該都市計画施設が占有することとなる空間を定めることが望ましく、都市計画施設の整備に当たって一時的に必要な仮設構造物等に必要な空間をこれに加えて定める必要はない。なお、当該都市計画施設の維持管理に支障を生じないように、都市施設を整備する立体的な範囲に維持管理に必要な範囲を含めて定めることが望ましい。

また、都市計画施設が建築物と一体的に整備される場合においては、法第53条に基づく建築の許可がなされる際に、当該建築物が「都市施設を整備する立体的な範囲」を定める都市施設を支持するものとして、適切な構造を有していることが確認されるものであることから、当該都市計画施設を支持する建築物の構造部分について、これを「都市施設を整備する立体的な範囲」に含めて定める必要はない。

② 既存の道路区域内での取扱い

立体都市計画を定める必要があるときは、将来整備する都市計画施設の区域内において、あらかじめ法第53条に規定する建築制限を除外する必要があるとき等であり、建築が通常行われることが想定されない既存の道路区域内で「都市施設を整備する立体的な範囲」を都市計画に定めることは想定していない。

③ 離隔距離の最小限度の定め方

法第11条第3項の「離隔距離の最小限度」については、当該都市計画施設の整備のため

の工事、維持管理等に必要な範囲、及び、載荷重との関係で定まる当該都市計画施設からの離隔距離のうち、いずれか大きい方として定めることが望ましい。

④ 載荷重の最大限度の定め方

法第11条第3項の「載荷重の最大限度」については、当該都市計画施設の区域外の建築物等による載荷重その他の荷重を考慮したうえで、離隔距離との関係で定まる当該都市計画施設に許容される載荷重の最大限度として定めることが望ましい。

(4) 建築許可の取扱い

法第54条第1項第2号の「当該都市計画施設を整備する上で支障を及ぼすおそれがないと認められる場合」とは、当該建築物が少なくとも以下の要件を満たすものである場合である。

ア 「都市施設を整備する立体的な範囲」を空間として担保することが可能な建築物であること。

イ 「都市施設を整備する立体的な範囲」における都市施設を整備するための工事等の実施を著しく妨げるものではないこと。

ウ 「都市施設を整備する立体的な範囲」において整備される都市施設の構造に影響を及ぼし、その機能を損なうおそれがないものであること。

なお、立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときには、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令に定める場合に限り、この許可に当たっては、あらかじめ十分建築担当部局及び道路を管理することとなる者と調整を行うことが望ましい。

5. 都市施設を都市計画決定する際の配慮事項

(1) 環境影響評価

大規模な都市施設を都市計画に定める場合には、環境影響評価法（平成9年法律第81号）において、都市計画決定権者が都市計画の手続きの中で環境影響評価を実施することが定められており、その結果を都市計画に適切に反映させることが必要である。

この際、都市計画の手続きと環境影響評価の手続きが同時併行して行われることとなるので、例えば以下のような点について調整を十分行うことが望ましい。

- ① 方法書手続きの段階における都市計画の内容の情報提供
- ② 準備書の説明会における都市計画の案の説明
- ③ 評価書の都道府県都市計画審議会への付議において、環境影響評価についての専門委員・臨時委員の参加、小委員会の設置等による公正・中立な判断の確保
- ④ 市町村意見の聴取期間の一致

(2) 地下空間における都市計画の取扱い

都市の中心市街地等の地区においては、大深度地下空間を含め地下利用の増大に伴う地下空間の輻輳等の状況を踏まえ、地下空間の効率的かつ適切な利用を図るため、道路の地下空間をはじめ都市の地下空間の利用についての方針として地下利用ガイドプランをとりまとめ、

これに基づき計画的に地下利用を進めていくことが必要である。

このため、これらの地区における地下利用ガイドプランのうち必要な事項を市町村マスタープランに定めるとともに、地下に都市施設を定める際には、この市町村マスタープランにおける地下空間の利用についての方針を踏まえて配置や構造等の計画を定めることが望ましい。

~~定めることが望ましい。~~

~~ア 一定の面積以上の排水区域を担う管渠（一定の面積については、地域の状況によるが、目安として1,000ha程度が考えられる。）~~

~~イ 処理水を放流するための主たる管渠~~

~~下水道の排水区域は、公共下水道については、おおむねの区域として総括図に表示することとし、流域下水道については接続される公共下水道名を計画書に表示することとする。また、ポンプ場については、マンホール形式等簡易なものを除いたものを定めることとする。~~

C-2. 汚物処理場、ごみ焼却場、その他の廃棄物処理施設

1. 廃棄物処理施設の都市計画の考え方

- ① 廃棄物処理施設については、都市計画決定することによりその手続の中で、他の都市計画との計画調整や関係者間の合意形成が図られ、より円滑に整備することが可能となる。

したがって、当該都市計画区域において計画的に整備するものとして、廃棄物処理法第5条の5に規定する都道府県廃棄物処理計画（以下「廃棄物処理計画」という。）又は都市計画区域マスタープランに位置付けられた施設をはじめ、恒久的かつ広域的な処理を行うものについては、都市計画決定することが望ましい。また、最終処分場についても、その跡地利用を適切に勘案することにより将来の都市づくりを見通したものとなることから、恒久的な性格を有するものとして、都市計画決定の対象とすることが考えられる。

廃棄物処理施設を都市計画決定するに当たっては、当初から都市計画決定の手続と廃棄物処理法の許可手続の連携を図る等都市計画担当部局は廃棄物処理担当部局と緊密に連携して廃棄物処理計画との整合を図りながら円滑かつ効率的な事務処理が行われるよう配慮することが望ましい。

- ② 特に、産業廃棄物処理施設は、近年その立地が問題となることが多く、その計画的立地の役割を都市計画に期待されている産業廃棄物処理施設のほとんどは、規模が大きく、他の市町村からの産業廃棄物も併せて処理している。また、平成12年の改正後の廃棄物処理法においては、産業廃棄物処理施設の適正な処理を確保するために都道府県の責務が明確化されているところであり、産業廃棄物処理施設に関する都市計画の決定に当たっても、その趣旨が十分反映されるべきである。

2. 廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項

廃棄物処理施設の設置に当たり、都市計画の観点として少なくとも以下の項目に留意することが望ましい。

(1) 基本的考え方

廃棄物処理施設には法第11条第1項第3号の汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設が該当するため、適当な種類を選択して決定することが望ましい。

処理区域の広がり、人口の分布、設置する施設の特性、及び関連する施設との連携を総合的に勘案することが望ましい。

(2) 配置

各施設の配置は、市街地の広がり、廃棄物等の輸送の効率性等を勘案したうえで、なるべく集約して配置することが望ましい。

(3) 区域

施設の敷地は、搬出入や緑化等に必要な土地に加え、増築、改築、移設に必要な土地をあらかじめ確保しておくことが望ましい。

(4) 位置

- ① 主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であることが望ましい。
- ② 市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい。
- ③ 災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない。
- ④ 敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましい。また、最終処分場は、必要に応じ緑地等を決定し、処分終了後に整備すること等により自然的環境の回復を図ることが望ましい。
- ⑤ ごみ焼却場等については、必要に応じ地域における熱供給源として活用することが望ましい。この場合は、関連する地域冷暖房施設等についても一体的に定めることが望ましい。

C-3. その他の供給施設

1. その他の供給施設について

法第11条第3項のその他の供給施設としては、地域冷暖房施設や、下水処理水の保有熱、ごみ焼却場の廃熱等の未利用エネルギーを回収し、都市のエネルギーとして活用する施設が考えられるので、必要に応じ都市計画に定めることが望ましい。

2. 地域冷暖房施設

地域冷暖房施設の都市計画決定に当たっては、効率的な熱供給、良好な都市環境の形成等の観点から、土地利用及び熱需要の見込み、気象特性、未利用エネルギーの活用可能性等を勘案して供給区域を設定したうえで、供給区域内の土地利用、道路等の他の都市施設、熱配送の効率性等を配慮して管路、熱発生施設等の配置、規模等を定めることが望ましい。

特に、市街地開発事業を行う場合には、必要に応じ当該区域への効率的な熱供給をするための地域冷暖房施設の必要性等について検討を行うことが望ましい。

なお、ごみ焼却場等熱供給源として活用する施設がある場合には、これらの関連する施設についても一体的に定めることが望ましい。

廃棄物処理施設の立地等に関する基準

昭和61年4月1日制定

平成7年4月1日一部改正

平成9年12月1日一部改正

平成23年7月1日一部改正

第1 趣旨

この基準は、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第4条第6項の規定により、廃棄物処理施設の立地等に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによるものとする。

第3 最終処分場

1 立地環境等

(1) 事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。

イ 最終処分場（次に掲げるもののうち廃棄物の排出事業者のその事業活動を営んでいる場所におけるものを除く。）からの距離はおおむね1キロメートル以上であること。ただし、既設の最終処分場の設置者が当該最終処分場の規模を拡大する場合及び知事が適当と認める場合を除く。

(イ) 既に設置されたもので埋立終了届が提出されていないもの

(ロ) 指導要綱第4条第1項に基づく事前協議が提出されているもの

(ハ) 市町村が計画中のもの

ロ 住宅、店舗その他これらに準ずる建物に係る土地の敷地境界からの距離は、おおむね50メートル以上であること。ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。

ハ 宅地の開発予定地（千葉県宅地開発事業指導要綱（昭和50年1月1日制定）の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で、未着工のもの）及びその周辺おおむね50メートル以内の土地を含まないこと。

ニ 土地区画整理事業の予定区域（都市計画決定済み若しくはその手続中又は事業認

可の事前協議中のもの) 及びその周辺おおむね50メートル以内の土地を原則として含まないこと。

ホ 河川、海又は湖沼からの距離はおおむね50メートル以上であること。

へ 既設の最終処分場の拡大変更を行おうとする場合であって、かつ当該拡大変更の方法を嵩上げによろうとする場合は、当該変更を行った場合における施設の安定検討がなされ、安全性を確保できることが証明できること。

(2) 次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。

イ 自然公園特別地域

ロ 自然環境保全地域特別地区

ハ 鳥獣特別保護区

ニ 緑地保全地域

ホ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区

へ 風致地区

ト 保安林、保安林予定森林

チ 急傾斜地崩壊危険区域

リ 砂防指定林

ヌ 地すべり防止区域

ル 海岸保全区域

(3) 次の場所を原則として含まないこと。

イ 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域(区)

ロ 郷土又は緑地環境保全地域

ハ 鳥獣保護区

ニ 首都圏近郊緑地保全区域

ホ 特定植物群落

へ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来土地利用計画がある区域又は場所

ト 都市計画法による住居及び商業の用に供する場所として、定められている地域

チ 文化財保護を図る必要のある場所

リ 優良農地として保全を図る必要のある場所

ヌ その他、知事が廃棄物最終処分場として不相当と認める場所

(4) 最終処分場までの使用道路の条件

イ 幅員は大型車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の待避所が設けられること。

ロ その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補

修及び安全施設等の整備を行えること。

2 次の事項について承諾が得られること。

(1) 最終処分場予定地の土地使用者等

イ 最終処分場予定の土地を使用する権原が得られ、かつ、埋立処分する産業廃棄物の種類、埋立方法、跡地利用等の条件その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。

ロ 最終処分予定の土地までの搬入道路（国道、県道、市町村道及び法定外公共用道路を除く。以下同じ。）の管理者から、廃棄物の搬入に伴う車両の通行について、承諾が得られること。

(2) 隣接地の土地所有者等の承諾

最終処分予定地の隣接地（公図の筆と筆で隣接している場合であっても、最終処分場の計画区域からおおむね10メートル以上離れている場合を除く。）の土地所有者（農地の場合は耕作者を含む。）から、埋立処分する廃棄物の種類、埋立方法等について承諾が得られること。

(3) 水路等の管理者等の承諾

放流水（雨水、湧水等を除く。）がある場合は、放流地点からおおむね500メートル以内の河川、水路等の管理者（国及び地方公共団体の長が管理者の場合を除く。）、水利権者及び耕作者の団体の長の承諾が得られること。

ただし、放流水が雨水、湧水等のみの場合であっても、地域の特性により、承諾が必要なことがある。

3 次の事項について指示された場合には、これらを満足させることができること。

(1) 閉鎖に係る誓約及び連帯保証

最終処分場の閉鎖に係る必要な措置に関して、これを確実に履行することを誓約できること。なお、借地に設置する場合には、当該土地所有者等が連帯してこれを保証できること。

(2) 跡地利用

埋立終了後、生活環境保全上支障を生ずるおそれのある土地利用を行わないことについて、土地所有者の承諾が得られること。

(3) 閉鎖後の保証

事業者等及び当該土地所有者等が最終処分場の閉鎖後において、最終処分場に係る苦情等の処理（補償及び賠償を含む。）を責任をもって行うことを誓約でき、これを連帯して保証できること。

(4) その他、最終処分場の立地等について必要なこと。

第4 中間処理施設及び再生利用施設

1 立地環境

(1) 事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。

イ 学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。

ロ 宅地の開発予定地（千葉県宅地開発事業指導要綱（昭和50年1月1日制定）の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で、未着工のもの）を含まないこと。

ハ 土地区画整理事業の予定区域（都市計画決定済み若しくはその手続中又は事業認可の事前協議中のもの）を原則として含まないこと。

(2) 次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。

イ 自然公園特別地域

ロ 自然環境保全地域特別地区

ハ 鳥獣特別保護区

ニ 緑地保全地域

ホ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区

ヘ 風致地区

ト 保安林、保安林予定森林

チ 急傾斜地崩壊危険区域

リ 砂防指定林

ヌ 地すべり防止区域

ル 海岸保全区域

(3) 次の場所を原則として含まないこと。

イ 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域（区）

ロ 郷土又は緑地環境保全地域

ハ 鳥獣保護区

ニ 首都圏近郊緑地保全区域

ホ 特定植物群落

ヘ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来土地利用計画がある区域又は場所

ト 当該施設が、建築物または第一種特定工作物に該当する場合にあっては、市街化調整区域

チ 文化財保護を図る必要のある場所

リ 優良農地として保全を図る必要のある場所

ヌ その他知事が廃棄物の中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設に係る土地として、不相当と認める場所

(4) 中間処理施設又は再生利用施設に係る土地までの使用道路の条件

イ 幅員は搬入車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の待避所が設けられること。

ロ その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補修及び安全施設等の整備を行えること。

2 予定地の土地使用权原等について次の承諾が得られること。

イ 中間処理施設又は再生利用施設に係る予定の土地を使用する権原が得られ、かつ、取り扱う廃棄物の種類、中間処理方法、再生利用方法その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。

ロ 中間処理施設又は再生利用施設に係る予定の土地までの搬入道路の管理者から、廃棄物の運搬に伴う車両の通行について、承諾が得られること。

3 その他、中間処理施設又は再生利用施設の立地等について必要なことについて指示された場合には、これらを満足させることができること。

第5 積替・保管施設

1 立地環境

(1) 事前協議書等の提出時において次の諸条件を満たすこと。

イ 学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームに係る土地の敷地境界からの距離はおおむね100メートル以上であること。

ロ 宅地の開発予定地（千葉県宅地開発事業指導要綱（昭和50年1月1日制定）の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で、未着工のもの）を含まないこと。

ハ 土地区画整理事業の予定区域（都市計画決定済み若しくはその手続中又は事業認可の事前協議中のもの）を原則として含まないこと。

(2) 次に掲げる自然環境及び災害防止等のために保全を図る必要のある場所を含まないこと。

イ 自然公園特別地域

ロ 自然環境保全地域特別地区

- ハ 鳥獣特別保護区
- ニ 緑地保全地域
- ホ 首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区
- ヘ 風致地区
- ト 保安林、保安林予定森林
- チ 急傾斜地崩壊危険区域
- リ 砂防指定林
- ヌ 地すべり防止区域
- ル 海岸保全区域

(3) 次の場所を原則として含まないこと。

- イ 自然公園又は自然環境保全地域の普通地域（区）
- ロ 郷土又は緑地環境保全地域
- ハ 鳥獣保護区
- ニ 首都圏近郊緑地保全区域
- ホ 特定植物群落
- ヘ 都市計画施設又はこれ以外の公共施設として、将来の土地利用計画がある区域又は場所
- ト 当該施設が建築物に該当する場合にあっては、市街化調整区域
- チ 文化財保護を図る必要のある場所
- リ 優良農地として保全を図る必要のある場所
- ヌ その他知事が産業廃棄物の積替・保管施設に係る土地として、不相当と認める場所

(4) 積替・保管施設に係る土地までの使用道路の条件

- イ 幅員は搬入車両の通行に支障がなく、必要に応じて、車両の待避所が設けられること。
- ロ その他必要に応じて、関係機関の指導を受け、使用道路の選定、拡幅若しくは補修及び安全施設等の整備を行えること。

2 予定地の土地権利原等について次の承諾が得られること。

- イ 積替・保管施設に係る予定の土地を使用する権利原が得られ、かつ、取扱う産業廃棄物の種類、積替・保管方法その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。
- ロ 積替・保管施設に係る予定の土地までの搬入道路の管理者から、産業廃棄物の運搬に伴う車両の通行について、承諾が得られること。

- 3 その他、積替・保管施設の立地等について必要なことについて指示された場合には、これらを満足させることができること。

第6 施行期日及び経過措置

- 1 この基準は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に事前協議中の廃棄物処理施設については、従前の規定による。
- 3 最終処分場に係る事前協議書等の提出時において、従前の指導要綱に基づき廃棄物処理施設設置届出がなされたもので埋立処分が終了していない埋立処分場（廃棄物の排出事業者のその事業活動を営んでいる場所におけるものを除く。）からの距離はおおむね1キロメートル以上であること。ただし、既設の最終処分場の設置者が当該最終処分場の規模を拡大する場合及び知事が適当と認める場合を除く。